

茨城県の最低賃金は

1005円に

10月1日(火)改定

《関東地方の最低賃金額》

	引き上げ額	改定額
東京都	50円	1,163円
神奈川県	50円	1,162円
埼玉県	50円	1,078円
千葉県	50円	1,076円
茨城県	52円	1,005円
栃木県	50円	1,004円
群馬県	50円	985円
全国加重平均額		1,055円

日本の最低賃金の問題点

- ①最低賃金の金額が低すぎます。
- ②全国一律制度でないため、地域間格差が拡大しています。
- ③労働者が他県に流出し、人手不足が深刻化しています。
- ④中小企業支援が貧弱なため、中小企業が耐えられない状況になっています。



最低賃金が上がるとどうなるの？

- ・茨城県内で働くすべての人が対象です。
- ・10/1以降、時給1,005円未満は法律違反です。
- ・月給174,644円(1,005円×178.3時間)以下の場合、最低賃金以下になります。
- ・差額が生じた場合、後日差額分を請求できます。

まだまだスタートライン

- <今後も続けます>
- ・地元国会議員との懇談
 - ・連合茨城との懇談
 - ・市町村議会への要請書提出
 - ・審議会への傍聴、意見書提出など

物価高騰から暮らしを守るため、全国一律1500円の実現が必要です！



1人で悩まないで！

困ったことがあったら、まずは相談してください。

<働く者の相談センター>

☎：029-292-6695

発行

茨城県労働組合総連合(茨城労連)
〒311-3121 東茨城郡茨城町谷田部295

お問い合わせ

029-219-1031

ibaro@mc.ejnet.ne.jp



最低賃金は

時間給者だけの問題じゃない！

最低賃金をめぐる「よくある間違い」



月給で支払っているので最低賃金は関係ない

- ・月給の場合は時間額に換算して比較する必要がある
- ・月給、日給、出来高払いも時間額に換算する



労働者の同意があるので最低賃金は関係ない

- ・最低賃金額より低い賃金額で約束しても法律で無効



契約更新まで最低賃金は引き上げない

- ・最低賃金は各地域の発効日から効力が生まれる
- ・契約期間中でも、最低賃金以上を支払う必要がある



署名も大切

皆様のご協力をお願いします。

- ①茨城県知事、茨城地方最審議会審議会宛に提出する最低賃金の署名を毎年おこなっています。皆様のご協力もあり、最低賃金の引き上げに貢献しています。
- ②国会議員宛の署名もおこなっており、集まった署名は、直接国会議員へ届け、最低賃金法の改定へとつなげています。

誰もが参加できる署名は、とても大切な行動です。
皆さんと共に茨城労連は、運動を進めていきます。

全労連は最低賃金法の改正（4つのポイント）を提案

- ①全国一律性を実現し、地域間格差を解消して他県への労働者流出を食い止める。
- ②最低賃金額を決定する3つの要素から「事業所の支払い能力」を削除する。
- ③最低賃金額は、地方（各都道府県）ではなく、中央最低賃金審議会で決定する。
- ④中小企業支援を充実させるため、中小企業支援を国の義務として明記する。

法律を変えて、全国一律1500円を実現しよう！